

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：計量検定費

事業名 岐阜県計量協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商工労働政策課 管理調整係 電話番号：058-272-1111(内3614)

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 55 千円 (前年度予算額：55 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 |
| 要求額 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 |
| 決定額 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

計量行政における県と計量業界との橋渡し役としての活動に大きく寄与している岐阜県計量協会に事業費を補助することにより次項を推進する。

- ・産業経済や県民生活の基幹の一つである計量の信頼性を確保する。
- ・当協会の活動により、計量行政を側面的に支援するとともに業務の推進を迅速かつ円滑に進め、計量検査業務の効果的な補完と計量技術の向上を図る。
- ・当協会が行う計量普及事業に対して補助を行うことで県民への計量思想の普及を柔軟に図る。

(2) 事業内容

- ・計量普及啓発事業
年2回発行予定の「計量ぎふ」に県からの情報を掲載し、計量関係団体へ啓発を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

計量情報誌発行にかかる県が占有するページ相当分の事業費について、定額で補助する。

発行回数が年1回の場合は、予算額の半額を上限とする。

(4) 類似事業の有無

- ・県内に類似団体はない。

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|----|----------------|
| 補助金 | 55 | 計量普及啓発事業に対する補助 |
| 合計 | 55 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

各県の計量協会に対する対応については、県の業務を委託、職員が職専免により事務局業務を支援するなど対応は様々である。

(2) 後年度の財政負担

当協会が計量行政の一翼を担い、県の計量行政に係る情報発信を担っている間は、継続的に補助を実施する。県の計量行政の一部を担っている間は、継続的に補助を実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

県内に、当協会に類する団体は存在しない。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 岐阜県計量協会補助金（事業費） |
| 補助事業者（団体） | 岐阜県計量協会補助金 （理由）計量業界との橋渡し役である当協会の活動に対し支援を行うことにより、計量行政の業務を迅速かつ円滑に進めるため。 |
| 補助事業の概要 | （目的）計量思想を広く県民に普及し、県民生活の合理化と県産業の発展に寄与する。 （内容）計量新聞発行事業 |
| 補助率・補助単価等 | 定額 （内容）計量普及啓発事業費 （理由）「計量ぎふ」にかかる県が占有するページ相当分に基づき算出。 |
| 補助効果 | ・計量思想の普及啓発による計量の適正化 |
| 終期の設定 | 終期令和8年度 （理由）3年ごとに見直し更新 |

(事業目標)

| | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・終期までに何をどのような状態にしたいのか | 55 |
|---|----|

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | | 事業開始前 (H10年度 末) | R5年度 実績 | R6年度 実績 | R7年度 目標 | 終期目標 | |
|------------------------------------|-------------------|-----------------------|------------|------------|------------|------|------|
| | | | | | | (R8) | 達成率 |
| ①大型 計量器 検査台 数 | 協会検 査台数 (台) | 163 | 87 | 129 | 87 | 129 | 100% |
| | 依頼台 数 (台) | | 87 | 129 | 87 | 129 | |
| ②日本郵政 グループはかり 定期検査達成率 (%) | | 0% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

| 補助金交付実績 (単位：千円) | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------------------|-------|-------|------|
| | 4,418 | 4,684 | 55 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-----------|---|
| 令和4 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 <p>計量協会が主体となって進められている代検査にあつては、県の検査業務負荷の軽減につながっており、非常に効果的な事業である。</p> <p>また、「計量ぎふ」の発行をはじめとした計量普及啓発事業に関しては、行政の補完として機能している。</p> |
| | 指標① 目標：129台 実績：129台 達成率：100% |
| | 指標② 目標：231件 実績：231件 達成率：100% |
| 令和5 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 <p>計量協会が主体となって進められている代検査にあつては、県の検査業務負荷の軽減につながっており、非常に効果的な事業である。</p> <p>また、「計量ぎふ」の発行をはじめとした計量普及啓発事業に関しては、行政の補完として機能している。</p> |
| | 指標① 目標：87台 実績：87台 達成率：100% |
| | 指標② 目標：256件 実績：256件 達成率：100% |
| 令和6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 <p>計量協会が主体となって進められている代検査にあつては、県の検査業務負荷の軽減につながっており、非常に効果的な事業である。</p> <p>また、「計量ぎふ」の発行をはじめとした計量普及啓発事業に関しては、行政の補完として機能している。</p> |
| | 指標① 目標：129台 実績：129台 達成率：100% |
| | 指標② 目標：229件 実績：229件 達成率：100% |

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p> | |
| (評価) 2 | 計量行政における県と計量業界との橋渡しの役割を担い、県民への計量普及啓発事業など、県の計量行政を側面的に支援しており、当協会は必要不可欠なものとなっている。 |
| <p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p> | |
| (評価) 2 | 上記の事業により、県の検査業務負荷の軽減をはじめ、県民や業界への計量普及啓発も進んでおり、有効な事業である。 |
| <p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p> | |
| (評価) 1 | 大型計量器の代検査業務や郵便物等関連事業所の計量器代検査については、協会の会員が行うことにより県の負担が軽減している。 また、「計量ぎふ」に関しては、業界団体が発行する情報発信アイテムとして、記事の内容等も業界のニーズが反映され、関係者への配布についても広く効果的に行われている。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| <p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 在籍する計量士の高齢化が進んでおり、今後事業を継続していくにあたっては、後継者の育成が課題となってくる。</p> |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 計量協会が主体となって進めている代検査において、大型計量器は平均100件以上の台数を行っており非常に効果的な事業といえる。計量協会に類似する団体はないため、事業の極端な縮小や統合・廃止をした場合、県の計量行政に係る負担が多大なものとなり、人員増や整備費、維持費等の増加が見込まれる。 計量法に基づき県が行わなければならない定期検査のうち大型計量器の代検査、及び郵便等関連事業所の計量器代検査、並びに普及啓発事業を計量協会が行っていること、「計量ぎふ」を通じて県の情報発信が効果的に行われていることから引き続き助成する。</p> |
|---|